

【スタンダード・フレンドリー会員用】

請求日 年 月 日

慶弔共済 請求用紙取り寄せ表

(公財) 徳島県勤労者福祉ネットワーク 徳島勤労者福祉サービスセンター 行

FAX 088-611-3323

事業所名	事業所No		
会員氏名	会員No		
送付先住所	職場・自宅 〒 いずれかに○		
連絡先TEL	職場・自宅・携帯	申請件数	件

上の太枠欄を記入、別表の該当する給付事由に✓印を付け、あわ〜ずへFAX ⇒ あわ〜ずから請求用紙（複写）をお届け ⇒ 慶弔共済保険請求手続きへ

- ・ 給付は、入会月の翌月1日以降に発生した事由について適用されます。
- ・ 加入月以前に発生した事由については、該当いたしません。
- ・ 奇数月の末日到着までの分については翌月25日にお振込みいたします。（2ヶ月に1度）

(別表)

給付事由		✓	給付金額 (円)	備考 記入事項	添付書類等	
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	10,000	届出役所		
	出生祝金	会員または配偶者に子が出生した場合	10,000	届出役所	母子手帳等の写し	
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	5,000	子の氏名・生年月日・学校名	子の健康保険書等の写し	
		会員の子が中学校に入学した場合	5,000			
	二十歳の祝金	会員が満20歳に達した場合	5,000		運転免許証等の写し	
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合	10,000			
	結婚記念祝金	会員が結婚して右の記念日を迎えた場合	25周年（銀婚）	10,000	配偶者の氏名・婚姻日	
			35周年（珊瑚婚）	10,000		
50周年（金婚）			15,000			
勤続祝金	会員が勤続して右の期間を経過した場合	10年	5,000	就職年月日		
		20年	10,000	事由確定日は、応当日の前日		
		30年	20,000	(例：4月1日就職は、3月31日)		
弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合		50,000	届出役所		
	会員の子が死亡した場合		20,000			
	会員および配偶者の親が死亡した場合		10,000			
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合		10,000			
保険金	会員本人	疾病により死亡した場合	65歳未満	200,000	死亡診断書（写し可） 事故の場合は事故証明書（写し可） 保険金受取人との関係が証明できるもの	
			65歳以上	100,000		
		不慮の事故により死亡した場合		400,000		
		交通事故により死亡した場合		800,000		
後遺障害	会員本人	疾病により後遺障害の状態となった場合	65歳未満	200,000	重度・後遺障害証明書 事故の場合は事故証明書（写し可） 保険金受取人が会員本人以外の場合は、 会員との関係が証明できるもの	
			65歳以上	100,000		
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		400,000~16,000		
		交通事故により後遺障害の状態となった場合		800,000~32,000		
傷病休業	会員本人	傷病により右の期間以上連続して休業した場合（医師により傷病名を診断された場合に限る）	14日以上	5,000	タイムカード・出勤簿の写し	
			30日以上	10,000		
			60日以上	15,000		
			90日以上	20,000		
			120日以上	25,000		
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	300,000	請求書の左下欄外に、住宅の延べ床面積（坪数又は㎡数）と建物の構造（木造・鉄筋） 関係官署の罹災証明書（写し可） 修理業者による見積額（写し可）	
			30%以上50%未満	210,000		
			20%以上30%未満	150,000		
			20%未満	60,000		
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	90,000		
			20%以上70%未満	45,000		
			20%未満	9,000		
			会員の居住する建物の床上浸水			18,000